

## 「エックス線作業主任者 合格教本」正誤表 第1刷

書籍の内容に誤りのあったことを、本書をお買いあげいただいた読者の皆様および関係者の方々に謹んでお詫びいたします。

また、法改正に修正情報も併せて掲載させていただきます。

(2022年11月21日更新)

**修正** p.11 試験時間が変更になったため、修正

修正前	④試験科目、試験時間等			
	試験科目	出題数(配点)	試験時間	
	・エックス線の管理に関する知識	10問(30点)	10:00	・午前、午後合計 4時間
	・関係法令	10問(20点)	12:00	
	・エックス線の測定に関する知識	10問(25点)	13:30 ~ 15:30	・1科目免除者は 午前、午後合計 3時間 ・2科目免除者は 午前のみ2時間
	・エックス線の生体に与える影響に関する知識	10問(25点)		
(注) 下記⑤に該当する者は一部の科目の免除を受けることができます。				
修正後	④試験科目、試験時間等			
	試験科目	出題数(配点)	試験時間	
	・エックス線の管理に関する知識	10問(30点)	12:30 ~ 16:30	・合計4時間 ・1科目免除者は 合計3時間 ・2科目免除者は 合計2時間 (午前・午後を削除)
	・関係法令	10問(20点)		
	・エックス線の測定に関する知識	10問(25点)		
	・エックス線の生体に与える影響に関する知識	10問(25点)		
(注) 下記⑤に該当する者は一部の科目の免除を受けることができます				

(2021年3月30日までの正誤表)

法改正による修正 (令和3年4月1日施行)

p.56 「6 影響の評価」の表「被ばく線量の限度」

旧	眼の水晶体 150mSv/年
---	----------------

新	眼の水晶体 <b>50mSv/年、100mSv/5年</b>
---	--------------------------------

p.96 「1 線量の測定」の「(2) 外部被ばくによる線量の測定」

旧	外部被ばくによる線量の測定は、1cm 線量当量、および 70 $\mu$ m 線量当量について行うものとします。ただし、手指などに放射線測定器を装着させて行う測定は、70 $\mu$ m 線量当量について行うものとします。
新	外部被ばくによる線量の測定は、1cm 線量当量、 <b>3mm 線量当量および 70 <math>\mu</math> m 線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとします。</b>

p.100 「1 通常作業時の被ばく限度」の表「通常作業時の被ばく限度」

旧	眼の水晶体 1年間に 150mSv
新	眼の水晶体 <b>5年間につき 100mSv および 1年間につき 50mSv</b>

p101 上から 1 行目

旧	緊急作業時の被ばく限度は、1年間の 2 倍の線量限度となっています。
新	緊急作業時の被ばく限度は、 <b>眼の水晶体を除いて</b> 、1年間の 2 倍の線量限度となっています。

p.102 「1 線量の測定結果の確認等」の「(1) 線量の算定期間」の表「線量の算定期間」

旧	組織別 3か月ごとおよび1年ごとの合計
新	組織別 3か月ごとおよび1年ごとの合計 <b>(眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、3か月、1年および5年ごとの合計)</b>

p.103 練習問題 (○×問題) 解答③

旧	3か月ごとおよび1年ごとの合計を算定し、記録します。
新	3か月ごとおよび1年ごとの合計を算定し、記録します <b>(眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、3か月、1年および5年ごとの合計)</b> 。

p.107 問 3 (4)

旧	(4) は誤り。放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量の限度は、1年間に 150mSv です。
新	(4) は誤り。放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量の限度は、 <b>5年間に</b>

つき 100mSv および 1 年間につき 50mSv です。

p.107 問 4 (3)

旧	(3) は誤り。人体の組織別の等価線量の 3 か月ごとおよび 1 年ごとの合計を算定し、記録しなければなりません。
新	(3) は誤り。人体の組織別の等価線量の 3 か月ごとおよび 1 年ごとの合計を算定し、記録しなければなりません (眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、3 か月、1 年および 5 年ごとの合計)。

p.140 「6 線量当量」上から 1 行目

旧	等価線量と実効線量は放射線管理上の防護量ですが、直接測定することが困難であるため、それらの評価には、実用量である 1cm 線量当量や 70 $\mu$ m 線量当量が用いられます。
新	等価線量と実効線量は放射線管理上の防護量ですが、直接測定することが困難であるため、それらの評価には、実用量である 1cm 線量当量、3mm 線量当量や 70 $\mu$ m 線量当量が用いられます。

p.143 「(2) 等価線量の算定」上から 3 行目

旧	眼の水晶体の等価線量は、放射線の種類およびエネルギーに応じて、1cm 線量当量または 70 $\mu$ m 線量当量のうちいずれか適切なものにより算定します。
新	眼の水晶体の等価線量は、放射線の種類およびエネルギーに応じて、1cm 線量当量、3mm 線量当量または 70 $\mu$ m 線量当量のうちいずれか適切なものにより算定します。

p.143 表「線量の算定方法のまとめ」

旧	眼の水晶体 1cm 線量当量または 70 $\mu$ m 線量当量の適切な方
新	眼の水晶体 1cm 線量当量、3mm 線量当量または 70 $\mu$ m 線量当量の適切なもの

p311 問 22 の選択肢 A

旧	A 眼の水晶体の等価線量は、放射線の種類およびエネルギーに応じて、1cm線量当量または70 $\mu$ m線量当量のうち、いずれか適切なものにより算定する。
新	A 眼の水晶体の等価線量は、放射線の種類およびエネルギーに応じて、1cm 線量当量、3mm 線量当量または 70 $\mu$ m 線量当量のうち、いずれか適切なものにより算定する。

p.343 「■ダウンロードについて」 上から 2 行目の URL

誤	<a href="https://gihyo.jp/book/2019/978-4-10714-7/support/">https://gihyo.jp/book/2019/978-4-10714-7/support/</a>
正	<a href="https://gihyo.jp/book/2019/978-4-297-10714-7/support/">https://gihyo.jp/book/2019/978-4-297-10714-7/support/</a>

技術評論社 書籍編集部